

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第18号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
[略]				[略]			
共同調理場				共同調理場			
所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分	所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	田野畑村立学校給食センター	下閉伊郡田野畑村 <u>萱窪</u>			田野畑村立学校給食センター	下閉伊郡田野畑村 <u>松前沢</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。